

# その関心事「法」から 考えてみませんか？

あなたの学部選びの基準は何ですか？ たいていは、将来の夢や目標を一番に叶えてくれそうな学部はどこだろうか、今ある興味や関心を最も満たせそうな分野は何だろうか、これらを考えて決めることでしょう。例えば、将来起業したい人は経営学部、子供が好きな人は保育の分野、異文化交流をしたい人は国際系、ボランティアに興味のある人は社会学に、というふうに。そこへいくと法学部は、裁判官や弁護士といった限られた職業に就きたい人が進学するところであって、そうした目標を持たない人には無縁で特殊な学部というイメージかもしれません。が、そんなことはありません！ あなたの関心事が何であれ、それらはすべて法学から考えることができます。どういうことか。例えば起業にはもちろん資本(お金)は必要ですが、そもそも法律の手続を踏まなければ起業できません。会社は株式会社とするのか？ その場合の社員とは？ 総会の形式は？ 就業規則の内容は？ などなど、法学の観点から起業を学べば、それは単にお金の話ではなく、社会貢献や人とのつながりといった、より奥深く広がりのあるものとしてとらえることができます。保育にしても、子どもの権利や家族に関する法律から、保育の問題点と変化の先を知ることができ、社会的な裾野と将来的な視野から子育てを学べるのが法学です。九国大法学部は、さまざまな「関心事」を法学を通して考え役立てていく取り組みをしています。詳しくは中面の記事をご覧ください。あなたのその関心事、法学から考えてみませんか？





「地域安全マップ」  
活動についてはこちら

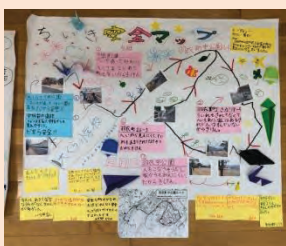
# 環境犯罪学 × 法

## 犯罪を予防するかしい方法 教授 姜 信一

日本の犯罪率は年々減少傾向にあります。新聞やテレビのニュースを見る限り、子どもが被害者となる深刻な犯罪は絶え間なく発生しています。では、こうした犯罪を無くすにはどうすればいいのでしょうか。新しい法律をつくる？ 現行法を厳罰化する？ もちろん、そうしたやり方もあるでしょう。実際、法律には、起こった犯罪を裁くだけでなく、犯罪を抑止する効果も期待されています。

でも、ちょっと考えてみてください。どうせなら、そもそも犯罪が起こる原因を根本から無くしてしまうことができれば、もっと簡単だと思いませんか？ 実は、犯罪者に注目するより被害者の観点で犯罪が起きやすい環境や場所に注目した方が犯罪予防に効果的であるということが、環境犯罪学の研究で分かっているのです。例えば、犯罪者が「入りやすくて見えにくい」場所は、犯人が子どもを誘い込みやすく、犯行に気付かれにくい場所です。つまり、犯罪が起こりやすい場所だと言えます。こうした場所を無くしたり、そこに近づかないよう注意したりすることで、犯罪の発生機会そのものを無くすことができるのです。こうした考え方は、「犯罪機会論」と呼ばれています。

法律による犯罪の抑止と、犯罪機会論に基づく予防的な取り組み。これら両面から犯罪という問題を考えることで、より安全な社会を構築することが可能になります。そこで九国大法学部では、法律を学ぶのは当然として、犯罪機会論の立場から犯罪予防について学ぶための実践的な機会も提供しています。地域安全マップ作りや、子ども安全安心パークといった様々な活動です。将来、市役所や県庁、警察、消防などの立場から地域安全に携わりたいと考える学生が多数参加しており、北九州市職員、警察官、地域の防犯ボランティアらと交流・連携しながら、より安全な地域社会の実現を目指して活動しています。九国大法学部の学生たちは、学んだことを地域社会のために実践することで、やりがいを感じながら、未来を準備しています。



完成した地域安全  
マップ



小学校での地域安全  
マップ活動の様子



北九州市「こころの体温計」  
でストレスチェック！

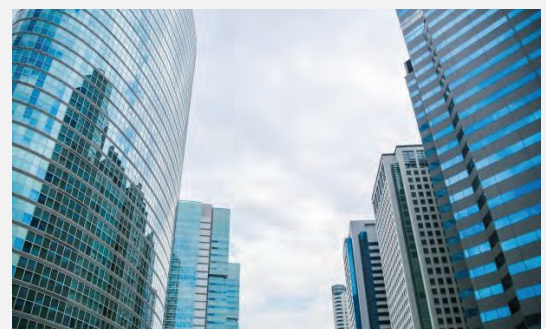
# 臨床心理学 × 法

## 心の健康は法律でつくる 助教 阿部 理香

職場で強いストレスを感じながら働いている人の割合は、統計では6割とされます。ストレスの原因には、「仕事量（長時間労働、サービス残業、持ち帰り残業）」や、「仕事の責任（失敗して大きな損失を出してしまったor出してしまうかも…）」などがあり、強いストレスは労働者の心と身体をひどく疲れさせます。心に負荷がかかった状態が長く続くと、うつ病等の精神疾患にかかる可能性が高くなり、最悪の場合、過労自殺という事態を招くことさえあります（仕事のストレスを原因とする自殺者は20～30代に多いことが知られています）。

こうしたメンタルヘルスの問題について、法学からどのようなアプローチができるのでしょうか。心療内科の医師や臨床心理士が治療・ケアを通して患者個人を診るのに対し、法は、メンタルヘルスの問題が起きないように「働き方」そのものを改善するための仕組みをつくります。また、問題が起きてしまった場合は、労働者を救済するために何をすべきかを考えます。

具体的には、原因となった仕事のストレスを発生させないために「会社は何をしなければならないのか、してはいけないのか」、「職場復帰できるように何が必要か」という視点です。このように、問題発生時の「予防」と問題が起きてしまったときの「救済」を担うのが法の役割だといえます。ただし、心の健康状態は、周囲からはわからないことが多いため、自分自身が予防の意識を持つことも大切です。





学生キャリアサプリー研究会  
の活動についてはこちら

# 経営学 × 法

九国大法学部で「会社」を経営してみませんか？ 教授 櫻井 弘晃

本学法学部では、学部にも、全国初となる一般社団法人を設置しています。一般社団法人は、いわゆる「会社」と同じ組織です。つまり、学部にも会社があります。

なぜ、法学部に会社があるのかといえば、会社の経営は法律にもとづいて行われており、そのことを学生さんに体験してもらうためです。会社は、人を雇い、商品を企画生産して販売し、利益を上げています。そのひとつひとつに、実は法律が関わっています。そして、会社に問題が起これば、法律にもとづいて解決することになります。

一般には、会社経営というと、関わる学問として「経営学」を思い浮かべる人が多いと思いますが、経営学は会社運営に必要な知識の1つにすぎません。会社を営もうとするのであれば、まずは法律を学ぶべきであり、その学んだ法律の実践の場として、本学法学部は、一般社団法人をつくりました。

そこでは、学生さんが社員となって、法律にもとづいて組織経営をし、それによって実務経験を身につけ、将来の就職に備えています。そのため、一般社団法人は「学生キャリアサプリー研究会」という名前になっています。

学生社員は、一般社団法人を営みながら、組織管理（総務業務、会計業務、広報業務など）と、事業展開（商品企画、商品販売・管理など）を学びます。これまでの事業展開としては、地元企業の協力を得ながら、本学オリジナルの「きういカレー」の販売があります。



遠賀信用金庫主催のイベントでは、1日で432食のきういカレーを販売した。



知的財産権が関係する  
ヒット商品を紹介

# 商学 × 法

Appleのイメージ戦略と法 助教 高野 雄史

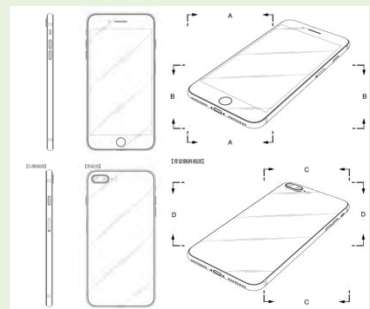
スマートフォンのなかで、Apple社の「iPhone」を持っている人は少なくないでしょう。やはり、「iPhone」のタッチパネルの軽快な操作性、お洒落なデザイン性に魅力を感じているユーザーが圧倒的に多いのではないのでしょうか？ここには、“知的財産”を利用したApple社の商品戦略があるのです。

MacBook・iPad・Apple Watch・iPhoneなどのApple製品は、芸能人やミュージシャンだけでなく、私たちのお洒落なアイテムとして浸透しています。例えば、カフェでの仕事や勉強にApple製品を使うだけで、お洒落でスマートな印象を与えます。Apple社は、商品デザイン、画面デザイン、ロゴマーク、製品パッケージ、周辺機器、アクセサリ、さらにApple Storeの店舗外観や商品説明・カスタマーサービスまで、あらゆる角度からApple社のスマートなイメージをデザインし、Apple社のお洒落な企業ブランドを創出しているのです。その代表例が「iPhone」なのです。

これらを法律の分野から眺めると、「iPhone」の特徴的なデザインを意匠権が、「iPhone」という商品のネーミングや「Apple Store」での商品説明やカスタマーサービスを商標権が、さらに、他社による模倣行為を禁止する不正競争防止法が企業ブランドを保護しているのです。つまり、法律で保護されている“知的財産”の組み合わせにより、商品価値を高めて、企業のブランドを形成し、市場における成功を収めているのです。

『もうiPhone以外は使わない』というiPhoneユーザーも多いと思います。Apple製品の唯一無二

のお洒落なデザインには、経営の知識だけでなく、“知的財産”という法律の制度が利用されているのです。



特徴的なデザインは、特許庁に出願して登録すると一定期間独占的に使用できる。右はApple社が出願した意匠登録出願の図面の抜粋。

意匠登録1616875号



# 在学生紹介

VOICE1

「北九州市が魅力的な街だってこと、知っていましたか？」

4年生 岡田佳己（育徳館高校出身）

私が北九州市役所を目指したのは、地域の人の役に立つ仕事に就きたいと考えたからです。人の役に立つ仕事はたくさんあると思いますが、街そのものを活気づけ、市民に安全・安心な生活環境を提供し、市民生活の向上を目指して働くことができる仕事は、市役所しかないと考え志望しました。

北九州市役所の試験に合格する上で役立ったのは、講義やゼミ活動での経験です。例えば、法学部の講義では、法律知識だけでなく、法律的なものの考え方や、論理的な文章を書く力を修得することができたと感じています。その中でもとりわけ「書く力」は、小論文試験や履歴書作成で役立ちました。自分の考えをまとめ、アウトプットするときなどにも役に立ったと思います。また、ゼミで行った地域安全マップ活動では、北九州市役所の方と協働するという得難い経験ができました。市の職員になるということがどういうことなのかを具体的に知ることができ、市職員を目指すモチベーションにもつながりました。

入職後は、北九州市のイメージを高めていくことで、市のさらなる発展に寄与できるよう努めていきたいと考えています。北九州市の課題の一つは、実際の生活しやすさと世間のイメージに大きなギャップがあることです。例えば、北九州市の子育て環境や医療介護環境は、全国と比較しても高い水準にあります。しかし、そうした事実は、市外の方にはあまり認知されていないように感じられます。北九州市の実際の姿を知ってもらうことで、市のイメージを変え、さらなる発展につなげていければと考えています。

VOICE2

「やりたい仕事、海外で見つけました」

5年生 江田 健太郎（九国大付属高校出身）

3年生になった私は、いろいろな挑戦や発見、経験をできるのは今しかない！！と、海外への憧れを強く抱くようになりました。そして4年生になる直前に休学届を提出し、ワーキングホリデーで単身、念願のオーストラリアへ飛び立ちました。

到着した直後は、伝えたい事を上手く伝えられなかったり、食のギャップが大き過ぎて日本食が恋しくなったりもしました。しかし、3ヶ月が経つ頃には言葉にも生活にも慣れ、思い描いていたオーストラリアでの生活を満喫できるようになりました。自分の力で口座開設や住まい探し、仕事探しなどをこなすうちに自信もついて、気がつけば様々な国の友人が沢山でき、サーフィンなど趣味の時間を共に過ごすようになりました。楽しかったことも、辛かったことも、この一年間の経験は、本当に貴重だったと感じています。

ある日、私が働いていたレストランで、イギリス人の従業員から「SAKE」と言ってグラスを手渡されました。それは「獺祭(だっさい)」という銘柄の日本酒でした。日本酒がオーストラリアで飲まれている事に興味を持ち調べてみると、安倍首相がオバマ前大統領に贈ったことでも知られており、国内外で人気の酒であることが分かりました。蔵元の旭酒造株式会社が、パリに獺祭の名を冠する専門レストランを構え、2020年にはニューヨークでも酒蔵を稼働予定であるなど、近年、海外への展開を強めていることもこのとき知りました。それまで漠然と世界と渡り合う仕事がしたいと感じていた私は、獺祭と旭酒造にとっても惹かれました。そして、旭酒造への就職を目指すことになったのです。

オーストラリアで感じたこと、考えたことは、私の人生の中で大きな財産になりました。こうした海外での経験を活かし、世界に飛び出して日本のSAKEを広めていきたいというのが、私の今の目標です。



VOICE3

「将来、ウガンダの難民・移民問題に取り組むため、法律を学んでいます」

1年生 カイザ・ケビン

私は、ウガンダ共和国出身の留学生です。日本に興味を持ったきっかけは、母が経営していたアパートの近くで大学の日本語教師をしていた日本人と知り合い、日本について教えてもらったことでした。彼女の部屋には本があふれており、その中には日本の法律書や六法全書もありました。日本の法律が高度に体系化されているということもこのとき知りました。

当初はウガンダにある国立マケレレ大学への進学を考えたのですが、ウガンダでは、民法、刑法があまり整備されておらず、国民への法の周知も途上です。法律を学ぶには難しい環境でした。日本への留学を決意したのは、こうした母国の現状を飛び越えて、より深く法律を学べる環境に身を投じたいと考えたからです。

九国大の授業では、配布されたプリントは英訳して理解し、アウトプットは日本語でするようにしています。憲法が興味深く、また、これから刑法について学べることも楽しみにしています。

ウガンダには、南スーダンからの学生難民の受け入れ体制が

整っておらず、対応が現場任せであるという問題があります。卒業後は、できれば日本のロースクール(法科大学院)に進学して、難民・移民問題と国の安全について法的な観点から取り組める職業に就きたいと考えています。



VOICE4

「不動産業界を目指して宅建士に合格しました」

3年生 永沼 勇人（自由ヶ丘高校出身）

高校生の皆さんは、宅地建物取引士(宅建士)という国家資格を聞いたことがありますか。宅建士は、不動産の売買などを行う際になくてはならない法律関連の国家資格です。

私が宅建士の資格を得ようと思ったのは、将来、不動産業界で働きたいという目標があったからです。宅建士は、不動産業界で欠かすことの出来ない存在です。例えば、不動産業を営む際には、事業所ごとに従業員5人に1人の割合で宅建士の有資格者を置かなければなりません。また、マンションを販売するときなどは、売買契約成立前の最終段階である重要事項の説明とその書類への記名押印を、宅建士が行わなければなりません。

在学中に宅建士に合格できたことは、不動産業界を目指してこれから就活をしていく上での自信にもつながりました。宅建士の受験勉強で培った不動産に関する法律知識をさらに深めていくことで、より安心して不動産の取引ができるようお客様をサポートできる宅建士になることが、今後の目標です。



## 法学部生の就職先について

右のグラフは、2019年3月に九国大法学部を卒業する予定の学生の、2018年12月末における就職状況を業種別に表したものです。

表紙の文章にもあるように「法学部」というと「裁判官」や「弁護士」になるための学部というイメージを持つ方がいらっしゃいますが、実際は幅広い業種に就職しています。また、法学部は昔から「公務員試験に強い学部」と言われています。九国大でも、公務員合格者の割合は18%と非常に高くなっています。

